

---

## 《論 文》

# 「農業労働関係法」の制定を求めた農業労働者の闘い

—1965～75年のカリフォルニア—

中 川 正 紀

---

### 目 次

#### はじめに

1. 「全国労働関係法」の成立と修正
2. デラノ・ストライキの発生と最初の100日間
3. サクラメントへの巡礼行進
4. ディ・ジョルジオ果物会社との合同契約への道
5. ジウマラ闘争(1)：1967年
6. ジウマラ闘争(2)：1968年
7. ジウマラ闘争(3)：1969年
8. デラノでの勝利

むすびにかえて

#### はじめに

「わが組合は、当然のことながら、州レベルの小型版ワグナー法 (Little Wagner Act) がまもなく制定されることを心待ちにしております。」<sup>(1)</sup>

1966年7月21日、「全国農業労働者連合」(NFWA) 会長セサール・E・チャベスはこう述べて、自ら推進する組合運動の政治的目標が農業労働関係法の制定であることを明らかにした。それは、前年9月から続いている農業労働者争議に関してカリフォルニア州議会上院真相究明委員会がデラノで開催した公聴会のことであった。

この労働争議「デラノ葡萄摘み労働者ストライキ」(the Delano Grape strike) は、その名の通り、最初は労働者のストライキという形で開始されたが、その作戦の限界ゆえに次第に地元外の人々へ支援・協力を訴えかけるようになっていった。つまり、全米的・国際的な規模の葡萄製品ボイコット、マスコミを利用した労働争議の真相の宣伝、そして政治の分野に切り込んでいくための公聴会での発言の機会の利用という手段が取られていったのである。

特に、当時の農業労働者の法的立場を改善していくには、数々の公聴会の場で労働者の惨状を

訴え、農業労働者に有利な労働法の制定を呼びかける以外、有効な手段はありえなかった。具体的には、「全国労働関係法」(N L R A)の適用範囲を農業労働者にもひろげ、労使関係において農業労働者の諸権利を経営者側に認めさせる道を開くことが目指すべき方向と最初は考えられた。そして、最終的には、連邦レベルではなく州レベルでの「農業労働関係法」(A L R A)の実現（1975年）で労働者側の目標がある程度達成されたのである。

R・J・ミッセルはその政治学博士論文（1980年）の中で、1960年代終わり頃から70年代初頭にかけて栽培業者側は1947年のタフト・ハートレー法（後出）による修正以後のN L R Aの農業分野への適用を支持し、一方70年代を通じて、組合側はN L R A、特にタフト・ハートレー以後のN L R Aの適用に反対してきた、という大まかな指摘をしている<sup>(2)</sup>。しかしながら、デラノ・ストライキの開始からA L R A制定に至るまでの歴史的経過を詳細に見ると、そこには様々な紆余曲折があり、るべき労働法の姿をめぐって、あるいはN L R A自体の農業の分野への適用の是非をめぐって、労使間で意見の対立があり、またその対立点が時期によっても変化したことがわかる。しかも、ストライキの進展状況がその意見の対立の様相と対立点の変化に大きく関与していたのである。本稿では、デラノ・ストライキの5年間に重点を置いて、その経過を概観しながら労働法の制定をめぐって労使間の意見がどのように対立し、争点がどう変化していったのか、について考察してみたい。

## 1. 「全国労働関係法」の成立と修正

最初のN L R Aは1935年に制定され、別名「ワグナー法」と呼ばれる。その成立の背景には、当時の不況による労使紛争の激化が招いた社会不安があった。N L R Aは、労働者が組合を組織しその組合を団体交渉の際の合法的な代理人として雇用者に認めさせる権利（組合権）を、法律上正当と認めるものであった。また、同法は被雇用者が自ら選択する組合を選ぶための正式な手続の概要を示す法律であり、さらに組合代表選挙を監視し経営者側から労働者に対する不当労働行為を定めた法律を執行する連邦機関「全国労働関係委員会」(N L R B)の設立を規定していた。<sup>(3)</sup>

このように相対的に労働者寄りの内容をもつ法律であったが、最初の法案に盛り込まれていた農業労働者への適用を規定する事項が反対する農業経営者団体の圧力により、成立過程の最終段階で削除されたのである<sup>(4)</sup>。反対理由は、農場とそこで働く農業労働者との関係の「特殊性」に求められ、それは次のような内容のものであった。工業労働者と違い、農業労働者は働く農民である雇用主とほとんど区別がない。なぜなら、被雇用者は伝統的に農家の家族とともに暮らし、農村社会内で尊重され、一般に事業のリスク・収益を雇用主と共有しているからである。だから、搾取、職業不安定(job insecurity)、そして階級闘争から起こる工業労働者問題に匹敵するものは農業には存在しない。以上のような一種のパートナリズム的議論が、「農業は生活の営みそのものである」という一般的な考え方と同調する当時の議会や一般大衆に受け入れられたという

けである。<sup>(5)</sup> だが、後述のように、ここで語られているような1930年代の「農業の特殊性」の議論とほぼ同様の議論が、約30年経た60年代に、しかも企業形態化したアグリビジネスに従事する栽培業者たちによってデラノ・ストライキの最中にも頻繁に唱えられ、N L R Aの農業への適用の反対理由として当然のごとくに公言されていた。

さて、ワグナー法は1947年に、タフト・ハートレー法によって修正される。それまで12年間、活動の法的制限をほとんど受けなかった労働組合側は戦闘的労働運動を活発に進めてきたのであった。しかし、第2次世界大戦終結に伴い45～46年に大規模なストライキが次々と続いたことで反労働者・反組合の社会的風潮が生まれ、従来の労働運動の動向に歯止めをかける方法が考案されたのである。この立法により労働組合に対する数々の重大な制限規定が追加されたが、そうした雇用者寄りの内容をもつ追加事項のなかに、本稿の後の議論の中心テーマとなる「労働組合による二次的ボイコット (secondary boycott) 活動への一定の制限」(8条(b)(4)(B)) が含まれていた。しかしながら、労働関係法からの農業労働者の除外規定はそのまま継承されていたのである。続く59年のランドラム・グリフィン法による修正で、二次的ボイコットへの法的制限はさらに強化され、それ以後、労使関係に関する法的枠組みは現在まで変わっていない。<sup>(6)</sup>

以上のN L R Aの歴史的変遷を踏まえ、次節以降はストライキの進展の中でN L R Aの農業分野への適用をめぐる問題がどのように扱われたのかを考えていきたい。ただし、以下では、タフト・ハートレー法による修正以前のN L R Aを「旧N L R A」、同法修正以後のN L R Aを「新N L R A」と、便宜上、呼ぶこととする。また、両者を特に区別する必要のない、あるいは区別しない方がよい文脈では、単に「N L R A」としてある。

## 2. デラノ・ストライキの発生と最初の100日間

1965年9月8日、フィリピン系オルグのラリー・イトリオングに率いられて、AFL-CIO傘下の組合「農業労働者組織化委員会」(A W O C) 所属のフィリピン系労働者1,300人が加州中部の町デラノ（カーン郡）の葡萄園でピケを張った。これが、デラノ・ストライキの始まりである。経営者側への要求は組合の承認と時給\$1.20から\$1.40への賃上げであったが、経営者側はさっそく地元とその周辺のメキシコ系労働者をスト破りに雇う手段を取り始めた。そこで、イトリオングは62年からデラノに本拠を構えていた農業労働者組合N F W Aの会長チャベスの所に赴き、N F W Aが同ストに合流するよう説得を試みた。それに応じたチャベスは、ちょうどメキシコの独立記念日に当たる9月16日に、N F W Aのメンバー1,700人（家族会員を含めると2,000人以上）のうちの1,200人以上の間で加勢の可否を問う投票を実施し、全員一致でスト合流が承認されたのである。<sup>(7)</sup>

一方、9月8日のA W O Cによるスト開始の頃、仲間を通じてその事実を知ったチャベスは積極的に経営者側に働きかけ、A W O Cとの交渉を通じてストを回避するように説得を試みながら、N F W Aのスト合流を遅らせ、ストへの協力を決定するのに慎重な態度で臨んだ。しかし、

経営者側は交渉を拒み続けたため、今述べた9月16日のスト決議と同時にチャベスはフィリピン系・メキシコ系労働者のスト合同委員会の指導者に任せられ、20日に決議実効という運びになつたわけである。<sup>(8)</sup>

スト合流の際、チャベスはN F W Aの諸要求を旨とする書留郵便と電報をデラノ地域の37軒の農園経営者に送ったが、要求内容は次の通りであった。

- ① 賃上げの実施（当時の時給\$1.20から\$1.40への賃上げと、葡萄1箱につき10セントの能力給を25セントに引き上げること）,
- ② 労働時間をはじめとする、労働環境の改善,
- ③ N F W Aを交渉のための代理人と認めること。<sup>(9)</sup>

しかし、大半の経営者からは猛烈な反発があり、それはN F W Aの要求をコミュニケーションと関連づけるものであった。彼らは、自分たちの方が労働者の事情を熟知しており労働者は組合を望んでいないと、主張していたのである。他のデラノ住民からも、チャベスやN F W Aに対して烈しい反発が向けられた。地元コミュニティはストを「革命主義者による脅威」ととらえ、住民たちは反対組織を結成した。<sup>(10)</sup>

こうした周囲からの冷ややかな反応の他にも、組合側にとって大きな難題が当初から存在した。まずは住宅問題で、スト参加者のうち、独身者は経営者から借り受けていた住居を失い、既婚者は収入が皆無になるため家賃が払えなくなった。第二に、経営者側の広大な農地（36軒の農園、全部で400平方マイル）を囲い込む程度のピケの形成にはどうしても人手が不足し、その弱点を利用して外部からスト破り労働者が収穫作業に連れ込まれてしまったことである。組合側は最初のうちは、葡萄園の労働力を激減させるのに成功したものの、まもなく経営者側がカリフォルニア州の諸都市から、後にはテキサスやメキシコからスト破り労働者を導入する措置を取るようになっていった。<sup>(11)</sup>

当時は、「公法第414号」が農園経営者に安価な労働力を提供していた。同号の規定では、グリーン・カード所持者は、労働争議が確証された農地、あるいは最初に国内労働者に対して最低賃金が提示されたうえでの労働者募集が行われていない農地では働けないことになっていた。しかし、同号の執行は極めて杜撰であり、実際、多数の不法入国者とともに多くのメキシコ人が「合法的に」スト破りとして利用されていた。また、米墨国境沿いの大半の地域では、賃金を下げる目的でメキシコからの「通勤者」が多用され、一般的傾向としてその種の雇用形態が労働組合の実現化を困難にする風潮を生み出した。つまり、「通勤者」は米国市民権を持たないため組合加入を嫌がったし、彼らがスト破りに使われる可能性があるため強力で戦闘力のある組合の発達が妨げられたのである。<sup>(12)</sup>

以上のような状況がたとえなくとも、団体交渉権を保証するN L R Aの適用から除外されていいるため、農業労働者たちは経営者側を交渉のテーブルに着かせる法的な手段を持てなかつた。<sup>(13)</sup> こうして法律を通じて経営者側に働きかける手段が制約されていたがゆえに、チャベスを

筆頭とする労働組合側は経営者側からのスト壊滅の措置に会った場合には、後に見るように、示威運動やボイコット運動という、米国市民一般の共感獲得のための手段に訴えざるを得なかったのである。

さらに、経営者、市の職員、市警察は互いに結託し合っており、ストを通じて市の職員は経営者側につき、暴力の大半は経営者側からなされているにもかかわらず、市警はその事実を看過し、スト参加者を「法を侵害しつつある者」として不当に逮捕してしまう傾向があった。また、逮捕者の扱いにしても、スト参加者には保釈金が高く設定され、一方経営者側の関係者は誓約書のみで釈放されるという差別ぶりであった。<sup>(14)</sup>

N FWAのスト合流の翌月10月19日にストのデモ参加者44人が逮捕される事件があり、このうち9人がカリフォルニア州在のプロテスタント聖職者であった。このことから明らかのように、チャベスらの働きかけで、プロテスタントおよびカトリックを主とした宗教団体関係者をはじめ労働者組織・労働運動指導者・メキシコ系組織などから広範な支援を得ていた。<sup>(15)</sup>こうした援助の輪を全般的・国際的に広げていくことが、チャベスたちに残された唯一の道になっていくのである。

65年12月、サンフランシスコでAFL-CIO大会が開催され、「全米自動車労働組合」(UAW)会長W・ルーサーがN FWAによるストをUAWが組織として支持することを正式に表明した。また、チャベスの提案であったデラノ地区産葡萄製品のボイコットの支援決議も同時に採択され

表1 デラノでの葡萄栽培業者名と土地所有面積

Delano-Earliment 灌溉地域 ( $120 \text{ mi}^2 = 300 \text{ km}^2$ )

灌溉地48,000 acres ( $192 \text{ km}^2$ ) 中30,000 acres ( $120 \text{ km}^2$ ) が葡萄園

〈土地所有面積〉 (他の所有者からのリースは含まない)

栽培業者名	エーカー	30,000エーカー全体中の比率
DiGiorgio	4,600	15.3%
Schenley	3,500	11.7%
Caratan (2人、1株式会社)	3,000	10.0%
Divicich	2,500	8.3%
Perelli-Minetti	2,100	7.0%
Zaninovich	1,150	3.8%
Mid-State	900	3.0%
Dulcich (3人)	900	3.0%
Bianco	800	2.7%
Lucas	600	2.0%
Pagliarulo	400	1.3%
Radovich	400	1.3%

(N A C F L, *Grape Strike*, pp. 5, 10. より筆者作成)

ジウマラ (Giumara) 葡萄園有限会社の所有地 (約6,000エーカー) はデラノから南東に少し離れた町アルビンにあり、Delano-Earliment 灌溉地域には含まれないため、この表には掲載されていない。

表2 加州産食卓用葡萄の州間鉄道輸送の出荷郡(1966年期\*)

郡名	輸送した貨車台数	全輸送量に占める割合 (%)
ツウラレ	6,443	41**
カーン	4,090	26
フレズノ	2,964	19
サンホアキン	1,414	9
リバーサイド	788	5
その他	74	1
合計	15,773	100

[出所] Federal-State Market News Service, *Marketing California Grapes, Raisins, Wine, 1966 Season*, 1968, p. 17. より作成

\* この表の数値には州内のトラック・鉄道・船による輸送量は含まれていないため、入手可能なデータのみに基づいて郡ごとに食卓用葡萄の生産高の推計が示されている。

\*\*数値が四捨五入されているため、合計は101になる。

表3 北米主要市場10ヵ所での加州産・アリゾナ産葡萄の入荷状況、1966—67年期

都市名	入荷量(貨物台数)	全入荷量に占める割合
ニューヨーク	2,733	11.2
ロサンゼルス	2,360	9.7
シカゴ	1,275	5.3
サンフランシスコ	932	3.8
フィラデルフィア	818	3.4
ボストン	764	3.1
トロント	737	3.0
デトロイト	735	3.0
モントリオール	729	3.0
クリーブランド(オハイオ州)	472	1.9
小計：10都市	11,555	47.4
その他の都市	12,791	52.5
合計	24,346*	100.0**

[出所] Brown, p. 114

\* 合計には、家庭用ワイン生産用として販売された食卓用葡萄7,973台分は含まれていない。

\*\*四捨五入のため、合計は99.9%になる。

た。この頃、チャベスはまずシェンリー産業葡萄製品の全米的ボイコットの組織化に乗り出していた。そもそも、デラノの位置するカーン郡の食卓用葡萄農園所有の主たる企業がディ・ジョルジオ果物会社、ジウマラ葡萄園有限会社、シェンリー産業の3大経営体であり、デラノ・ストライキの大半はこれら3大経営体との契約の締結を目指して進められたといえる。(表1, 表2)<sup>(16)</sup>

65年末から全米規模のボイコット同盟の形成に向けて、チャベスは16人のN F W A専従オルグを全米各主要都市に派遣し各地で組織化運動を展開したが、そのうちの最大の成功例が66年4月2日の「ボストン葡萄パーティ（the Boston Grape Party）事件」という葡萄投棄事件であった。（表3）<sup>(17)</sup>

### 3. サクラメントへの巡礼行進

66年3月14日～16日に連邦議会によって、デラノ・ストライキを全米的な問題に浮上させN L R Aを農業労働者にも適用する道を開くために、カリフォルニアで公聴会が開催された<sup>(18)</sup>。ここでは本稿の設定テーマとの関係上、連邦労働法の適用に関して、労働組合側・経営者側双方からどのような意見が出されたのかを概観するにとどめたい。

この公聴会で検討対象となったのは5つの法案であったが、そのなかで最も注目を集めたのが上院法案1866号で、新N L R Aを修正して、農業労働者をその適用範囲に入れるという内容であった<sup>(19)</sup>。この法案をめぐって証言者は大きく、同法案に賛成の労働組合側の人々、同法案に反対の経営者側の人々、そして同法案に対する意見を明確にしないその他の人々、の3つに分かれた。以下で、賛否両論の内容を具体的にみてみたい。

#### ① 労働組合側の証言

N F W Aのチャベスは、他業種の労働者と同様の待遇（労働三権、賃金格差の是正、労働環境の整備、生活水準の保証）を移動労働者を含む全米の農業労働者にも認めることを要求し、次のように述べた。「(略) 労働者の権利が保護され、一般大衆が保護されると同時に栽培経営者に対しても保護がなされるために規則が作られているにもかかわらず、その立法〔新N L R Aのこと（筆者・註）〕が農業労働者に対して適用されないのであれば、我々は行動を起こすのです。我々は、デラノをカリフォルニア全土を組織化する農業労働運動の始まりと考えます。」と。こうしてチャベスは、デラノ・ストライキの目標の一つが新N L R Aの農業労働者への適用の実現であることを、明確にした。フィリピン系を中心のA W O Cの理事A・グリーンおよび実務担当代表のL・イトリオングも新N L R Aの適用を訴えた。また、AFL-CIO理事W・カーチャーも同様の意見であった。以上のように、労働組合関係者はこぞって、新N L R A適用支持であった。<sup>(20)</sup> そして、この立場は7月19日～21日の「労働争議に関する加州議会上院農業問題真相究明委員会による公聴会」での組合側の証言内容にも反映されることとなる。

#### ② 加州の経営者側の証言

「カリフォルニア州・アリゾナ州柑橘類栽培業者団体」代表J・ミラーはN L R Aの適用に反対で、その理由の一つとして自然現象に左右されやすく一定の期間内に作物を収穫する必要があるという「農業の特殊性」をあげている。同じく、「カリフォルニア農業局連盟」会長A・グラン

トは提案されている5法案すべてに反対で、なかでもN L R Aの適用に反対する理由として「腐りやすい」作物を栽培する業種では交渉状況が雇用者側に不利になることをあげている。<sup>(21)</sup> このように、経営者側はN L R Aの適用に反対の立場を明確にしていた。

以上のように、66年3月中旬の時点では組合側はN L R Aの農業への適用に全面的に賛成、経営者側は全面的に反対の姿勢であったのである。

公聴会の終了を受けて、チャベスは再び大きな行動を開始した。3月17日よりデラノから州都サクラメントに向けて、300マイルにわたる25日間の抗議行進を150人ほど（最終的には50～60人が目的地まで同伴した）のスト参加者とともにに行ったのである。行進参加者にはメキシコ系の他に少数の黒人・アングロ（ラティーノ以外の白人の総称）も含まれ、チャベスを先頭にグアダルーペの聖母（メキシコ民衆の守護神とされる）の旗と‘Huelga’（スペイン語で「ストライキ」の意）の看板を掲げて行列は進んだ。州都までの道すがら各タウンでは、チャベスその他数名のオルグが土地の農業労働者に対して地元でのスト委員会の設立を奨励したり、チャベスによる演説や地元の人々による歓迎パーティーが催されたりし、<sup>(22)</sup> かなりの反響があったと見ることができる。

そもそも、この抗議行進はある意味では、「州の政治家をシェンリー産業の農作物ボイコット運動に巻き込み、葡萄ストライキをドラマチックに表現するための企て」であった。したがって、行進の経路・日程はスト指導者たちが大きな効果を狙って綿密に計画したという。イースター・サンデー（復活祭の日）にあてられた州都到着日（4月8日）もその一例であるが、その直前の4月6日にシェンリー産業はN F W Aとの契約に合意したのである。契約内容は、

- ① N F W Aはシェンリーの葡萄摘み労働者の交渉仲介人となること、
- ② 労働者募集にあたりシェンリーは労働契約人ではなくN F W Aを利用すること、
- ③ シェンリーは時給\$1.75を払うこと、

の3点であった。これに加えて、有給休暇・保険などのいわゆるフリンジベネフィット制・ユニオン=ショップ制も承認され、この契約の正式な締結は66年6月21日に行われる。ここにみられるシェンリー産業の突然の態度の変化は全国的に名の通ったメーカーとしての評判を落としたくないためであったわけだが、チャベスはこの契約締結を、「米国の農業労働者にとって歴史的意義のある前進」と呼んで大いに賞賛したのである。<sup>(23)</sup>

シェンリー社に統いて、4月7日、ディ・ジョルジオ社（以下、D G社と略記）が、もし同社の労働者（約1,500人）がある組合に賛成の投票をすればその組合と交渉する意志のあることを明らかにし、また労働者が組合による代理を望んでいるかどうかを決定するのに、カリフォルニア調停官がD G社の労働者の間で秘密投票を行うことを提案した旨、発表した。しかし、N F W AはD G社に対するボイコットは従来通り継続し、翌8日、労使交渉のための選挙実施の提案を受諾した。だが、D G社が提案した前提条件、すなわち交渉の間はボイコット活動やストライキ活動は行われず、もし組合が選挙で承認を獲得した場合には、契約の発効期間中はストライキを

しない旨の条項にサインするという内容の条件には、NFWAは拒否を表明した。注目すべきは、ここでのDG社の提案ならびに前提条件は内容的に新NLRAの規定に従ったものであった、という点である。つまり、DG社はそれまでの方針を転換し、新NLRAの農業への適用に肯定的な姿勢をとり始めていたということになる。方針転換のきっかけは、同法の中に雇用者側にとって極めて有利に働く保護条項の存在を知ったことであった。<sup>(24)</sup>

こうして、NFWAの力に屈してしまったシェンリー産業と、新NLRAの適用に賛成の立場を取るようになったDG社に対して、カリフォルニア州の他のアグリビジネス経営者は怒りの意を表明したのである<sup>(25)</sup>。

そして、DG社がNFWAと組合選挙をめぐって係争中であった時期に開催された7月19日～21日の「労働争議に関する加州議会上院農業問題真相究明委員会による公聴会」では、DG社社長がNLRAの適用に賛成の発言を行っている。しかし、その一方で、チャベスは、本稿の冒頭にあげた発言の中の「小型版ワグナー法」の制定という言葉に見られるように、同公聴会において明らかに旧NLRAの適用に対してのみ賛成の意を表明しているのである。また、加州議会主催の公聴会であることから、連邦レベルで可能でなければ州レベルで「農業労働関係法」の制定を実現してほしい旨を述べ、UAW西部支部局長P・シュレードも同意見であった。<sup>(26)</sup> これは、連邦政府の適用修正法案では既に「新NLRAの改正」と明示されていたのに対して、加州政府ではNLRAの適用の検討さえされていない段階であったため、二次的ボイコット規制の条項のない旧NLRAの改正を主張することで労働組合側に有利な内容の法案を導ける可能性がまだ残されていると判断されたためであろう。それは、交渉のテーブルに着いたDG社に契約締結を認めさせるまでには、二次的ボイコットが組合側にとって唯一の有効手段であったからである。

#### 4. ディ・ジョルジオ果物会社との合同契約への道

サクラメント行進を通じてシェンリー産業の屈伏が明確になった時点で、NFWAは闘争の矛先をDG社に向けた。66年4月にDG社が同意してNFWAと開始した交渉は5月になっても難航していた。一方、この時期に「ティームスターズ・ユニオン」がサンホアキン・バレーで農業労働者を組織し始めたことを発表した。農産業の全工程の労組組織化の野望に燃えたティームスターズはDG社に有利な内容の契約に乗り気であったため、DG社はすぐにでも労働者代表の組合を決定する選挙を労働者の間で行い、ティームスターズを当選させて事態を会社側に有利に導こうと考えたのである。6月22日DG社が突然、選挙を2日後に実施することを発表したところ、NFWAとAWOCは選挙への支持を退け、DG社の農場に数百名のピケ隊を派遣して、労働者に投票への不参加を呼び掛けた。しかし、NFWA・AWOC側の作戦は経営者側が出動させたトラックに阻まれ、効を奏さなかった。結局、労働者の半数が選挙に参加しその大半がティームスターズに投票したため、会社側の見込み通りの結果となり、DG社はティームスターズとの契約書にサインをしたのである。<sup>(27)</sup>

これに対し、得票数の計算方法に疑問の余地があるとチャベスが裁判所に告訴し、「メキシコ系米国人政治協会」(MAPA)をはじめとする公民権運動組織からの圧力もあって、カリフォルニア州知事エドモンド・G・ブラウン1世は労働関係の専門家を送り調査にあたらせた。その結果、再選挙が提言され、「米国仲裁協会」の監視の下で8月30日再選挙実施が決定したのである。チャベスは選挙に向けた勢力強化のために、NFWAとAWOCとを統合し「統一農業労働者組織化委員会」(UFWOC)とした。当時、NFWAは組合員の90%がメキシコ系で、AWOCはほぼ100%フィリピン系であって、そのためUFWOCはメキシコ系とフィリピン系の合同組合としての性格を持っていた。<sup>(28)</sup>

それでも、葡萄農園の外からDG社の労働者にUFWOC支持を呼び掛けることは、DG社側の職員が上級裁判所より暫定的なピケ制限命令書を入手したこと、法的制限を受け困難を極めた。他方、DG社の協力でチームスターズは労働者への勧誘を大々的に行うことが可能となったが、UFWOC側は巧妙に労働者を農園の外へ誘い出してパンフレットを渡すなど、頭脳的な戦術で応戦した。再選挙は滞りなく実施され、その結果が2日後の9月1日に公表された。農業労働者からの得票数はUFWOCが530票、チームスターズが331票、「組合必要なし」がたったの12票で、包装倉庫労働者からの得票数はそれぞれ、45票、97票であった。こうして、UFWOCが得票総数575対428で勝利を収めた。この時、貧者の経済的向上の実現に关心を寄せるキング牧師からも祝電が寄せられたという。<sup>(29)</sup>

以後7ヵ月にわたる交渉の末、翌67年4月1日、DG社とUFWOCとの間で事実上の合同契約の成立が公式発表された。その主な内容は次の通りであった。

- ① 時給の引き上げ (\$1.65に),
- ② 労働組合経営の労務者就労斡旋所の提供,
- ③ カリフォルニア失業保険法に基づいて、DG社が失業補償墳補（範囲）を取り決めるこ  
と,
- ④ 健康保険・福祉保険の特殊基金の設立,
- ⑤ 週1日の無給休暇（日曜日が望ましい）を設けること。<sup>(30)</sup>

シェンリー産業と交わされた契約内容と比較すると、時給が10セント安く設定されており、UFWOC側の譲歩も多少あったものと憶測される。だが、その後2~3年して、シェンリー、DG両社は食卓用葡萄の栽培地を他の経営体に売却てしまい、その時点でUFWOCとの契約は無効となった。それはさておき、こうしたUFWOCの「成功」ぶりは州外の農業労働者にも影響を与えた。当時、時給がわずか40セントであったテキサス南部でも66年7~9月に、時給\$1.25の最低賃金を定める法律の制定および住宅状況の改善を要求して、UFWOCのスタッフおよび地元のメキシコ系の指揮のもと、駆けつけたチャベスやAFL-CIOのB・カーチャーも加わり、農業労働者行進が組織された。要求の実現には至らなかったが、こうした試みが社会的に後進地域のテキサスにおける労働者の組織化と結束への最初の重要な一步となったことは確かである。

そして、さらに東のフロリダの果樹園地帯にまで組合運動は波及していった。<sup>(31)</sup>

## 5. ジウマラ闘争(1)：1967年

1967年は5月下旬に、「1947年修正『全国労働関係法』の農業への適用を審議する連邦議会下院小委員会主催の公聴会」がワシントンD.Cで開催された。労働組合側の証言者は、NLRBの適用により組合選挙が可能になるというプラス面を強調して適用を要求していた。目新らしい内容としては、農業分野への適用がまだにもかかわらず経営者側が新NLRBのなかの「二次的ボイコットおよび二次的ピケの制限」の規定を用いて組合労働者を不法に逮捕する事例が多いことを取り上げていたことである。一方、経営者側からは新NLRB適用問題に関する意見陳述は特になかった。<sup>(32)</sup> このように、67年の公聴会では適用問題に関する労使双方の基本的姿勢に目立った変化は見られなかったのである。

DG社と67年4月に和解したUFWOCはシェンリー産業とDG社に加え、10月までにデラノ在の葡萄酒醸造所7ヵ所と和解を達成していた。そして他方、同年8月にストライキの対象をベーカーズフィールドの南東、アルビン付近にある広大なジウマラ有限会社所有の葡萄園（所有地11,000エーカーのうち6,000エーカーを葡萄園に利用、収穫期には2,500人近くを雇用）に移っていた。ストライキの発端は、ジウマラが同社の労働者の署名による授権カード（authorization card）の承認を拒否し、UFWOCの代表との会合を拒んだことであった。UFWOCはストライキ選挙を実施し、出席者1,600～1,800人の合意を得て、8月3日ストを開始した。しかしながら、デラノ地域で最大の食卓用葡萄栽培業者ジウマラに対するボイコットはそれまで以上に困難が予想された。それは、ばらの葡萄の房にはラベルを付けないため、消費者が店頭でジウマラ産の葡萄を見分けてそれを買わないようにすることは、事実上不可能であったからだ。<sup>(33)</sup>

ジウマラ有限会社は年500万ドルから750万ドルの純利益を計上し、しかも所有地の一部を休耕地にすることで1967年には連邦政府から278,000ドルの補助金を受けていた。創立者ジョゼフ・ジウマラ（当時70歳）はイタリア系移民で、小規模経営から身を起こし、勤勉さと犠牲的態度で連邦政府補助による農業用水を利用しながら大会社を築くに至った人物として、ストライキを一切寄せ付けないほどの覚悟があった。弁護士の彼の甥ジョンによれば、「チャベスとストライキ参加者たちは真の意味で農業労働者を代表しているわけではなく、むしろ反逆者なのである。ジウマラ労働者の賃金の相対的低さは、遠方からの出稼ぎ者に対する運賃と住宅費の無料化措置によって補償されている。」<sup>(34)</sup>

確かに、デラノ地区の農業労働者の大半は定住者であり、全米の平均的季節労働者の収入よりもずっと高かった（表4）。いやむしろ、カリフォルニア州の栽培業者が支払っていた農業労働賃金は、当時米国全体で2番目に高かった（1位はハワイ州で、組織労働者が時給3ドル平均の賃金を得ていた）。しかも、デラノの栽培業者の多くはジウマラ同様、南欧・東欧系の移民で、裸一貫から苦勞して当時の経済的地位にまでのし上がっていたのである。デラノの農園の大部分は家

族経営で、かなりの困難を切り抜けてきた経営者が少なくなく、過去10年間の物価の上昇も著しかったわけで、デラノの栽培業者を全面的に「悪玉」扱いすることはできなかった。<sup>(35)</sup>

表4 NFWA組合員と加州農業労働者全体\*の年収（1965年）

年 収**	NFWA組合員	加州農業労働者全体
全体(数)	81	2,182
全体(%)	100.0	100.0
\$ 100～\$ 499	3.7	24.3
\$ 500～\$ 900	17.3	14.3
\$ 1000～\$ 1999	30.9	22.2
\$ 2000～\$ 2999	23.4	16.0
\$ 3000～\$ 3999	13.6	12.2
\$ 4000～\$ 4999	7.4	6.0
\$ 5000～	3.7	4.4
平均年収	\$ 1,832	\$ 1,472

[出所] Brown. p. 251. より

\* メキシコ系農業労働者のみ

\*\*収入データは、組合契約で働いていないNFWA活動分子81名に関するものだけで、1965年9月までの12ヵ月間の収入をもとにしたものである。(調査対象の他の29名は契約により働いていた。さらに、4名のスト参加者はNFWA加入以前は農業労働者ではなかった)。

加州農業労働者全体の収入データは、1965年1月～12月の収入に基づく。

しかし、チャベスがデラノで農業労働者運動を開始した根本的理由は、運動を「希望や気力を全く喪失するほどには生活形態が堪え難くなつてはいない程度の労働者たちにとって、生き残りへの絶好の機会」とするためであった。さらに「ここデラノでなら、労働者たちは定住する意志があるので、闘争への参加とその継続を促すのが比較的容易であろうと考えた。そして、どこまでも闘争を続けていけば、他の労働者をも利する結果となるだろう。」と、デラノ闘争の普遍的效果をも彼は考えていたのである。<sup>(36)</sup>

67年のジウマラ葡萄園のストは、裁判所命令によるピケ制限、およびスト破りの導入という経営者側の常套手段により、効力を発揮できずにいた。チャベスの働きかけにより全米15の大都市でジウマラ産葡萄のボイコット運動が展開されたが、ジウマラ側も他の葡萄生産会社のラベルを貼って出荷することで応戦した。この経営者側の作戦は短期間の内に大量に実施され、11月には65種のラベル、12月には105種のラベルが代用されたといふ。<sup>(37)</sup>

しかし、他の分野では進展もあった。67年中頃、DG社との契約をめぐって敵対関係にあったUFWOCとティームスターズとが活動範囲を分割し、前者が農業労働者の組織化、後者が倉庫業者・缶詰工場労働者の組織化を担当することで和解に漕ぎ付けた。これによって次々と他の経

當体が組合代理人の選挙を許可し、その年の末にはUFWOCは11軒の経営体と、賃上げ・医療保護・住宅改善などを含んだ契約を取り交わしていた。だが、その大半がガロー、ポール・メイソンなどの醸造用葡萄生産業者であり、一方の食卓用葡萄の最大生産者ジウマラは全く動じる気配を見せなかったのである。<sup>(38)</sup>

## 6. ジウマラ闘争(2)：1968年

年が明け、チャベスは、UFWOCに対抗する協調関係を強化していたカリフォルニア全土の食卓用葡萄会社の製品にボイコットを拡大する決定をし、女性副会長ドローレス・ウエルタほか50名の組合員をニューヨークへ派遣した。対象を拡大した結果、ボイコットのターゲットとなる葡萄を見分けられやすくなったのである。組合員たちは派遣先で果物卸売り業者・商店主・地元組合との話し合いを持ち、新葡萄販売開始の7月まで葡萄販売を差し控えるよう販売者側に申し入れた。また、9ヵ所の葡萄貯蔵倉庫でピケを張り、そのことを告訴されるとブロンクス刑事裁判所の前でデモを行い告訴を取り下げさせたりもした。<sup>(39)</sup>

1968年には、UFWOCと経営者側との間で告訴・訴訟合戦が最高潮に達した。ジウマラは経営者側の常套文句「労働者は組合なしでも大丈夫」を主張し続け、不法にもグリーン・カード所持者をスト破りに利用した。チャベスはスト破り導入とラベル偽装の罪でジウマラを告発したところ、会社側はこれを素直に認めたため、瞬く間に食卓用葡萄に対するボイコット運動が全米に、そして国外へと波及していった。また、ピケ参加者に対するジウマラ側の暴力行為、ストライキやボイコットの合法性などをめぐって、組合側と経営者側の間で訴訟の応酬が見られた。<sup>(40)</sup>

さて、デラノ・ストライキも2年半を越えて、組合員の士氣にも陰りが見え始め、闘争の大原則である「非暴力」の遵守が困難な雰囲気が漂いだしていた。そのことを苦慮したチャベスは、68年2月に「非暴力の原則」への献身を示す象徴的行為として25日間の断食を行った後、断食明けをデラノで労働者と共に祝福し、以前の活気と精神的高揚を回復した。しかし、この年は、4月のキング牧師暗殺を皮切りに、立て続けに組合運動の退行要因となる事件が起きた。5月、米国農務省が福祉依存家庭に分配する目的でグレープ・ジュースを購入した(347,625ケース)ことを発表したため、組合側はこの年の大統領選挙戦に出馬するロバート・ケネディへの協力を強めていくことにした。彼は、葡萄ストライキとボイコットへの支持を表明していたのであったが、6月20日に暗殺され農業労働者たちの望みは一挙に薄らいだ。また、チャベスの断食による後遺症が労働者たちに不安を抱かせ、さらに葡萄販売を再開したニューヨークのA&Pストアの爆破事件が9月から10月にかけて合計5件も起こり、UFWOCのボイコットを支持する過激派の仕業という嫌疑がかけられた。特に、このことが「法と秩序の回復」という争点をこの年の大統領選に提供する一因となり、当時のカリフォルニア州知事ロナルド・レーガンと共にボイコット反対の意向を表明していた共和党候補リチャード・ニクソンが当選を果たすことになるが、ストライキとボイコットは政治問題化していたもののカリフォルニア州の投票結果（ニクソ

ンが勝利)を見る限り、ストの影響はほとんど認められなかつたのである。<sup>(41)</sup>

地元でもチャベスはストとボイコットの拡大を図り、デラノの南、コチェラ・バレーで収穫の始まる6月にストを開始した。しかし、経営者側は従来と同様の措置で対抗し、ストは思い通りの効果を上げなかつた。そこでチャベスはピケをやめ、カリフォルニア産のすべての葡萄の全米ボイコットに全精力を傾げることにした。7月にはデトロイトの、8月にはクリーブランド(オハイオ州)の市長までがボイコット支援協定にサインをした。チャベス自身もコチェラ・バレーでのピケ参加者数名をニューヨークに派遣し、反ボイコットの立場をとるスーパーのピケや、‘Don't Buy Scab Grapes’(「スト破りが収穫した葡萄は買うな」)という呼び掛けを行わせた。10月には8日間、サンフランシスコの河岸の埠頭でバリケードを張り、ベトナム戦争のただなかにあったサイゴン市(現在のホーチミン市)やフィリピンへ向かう船への葡萄の積載を差し止めた。この時参加者たちが‘We Shall Overcome’を歌って黒人運動との連帶を示した。また、‘Boycott Grapes’(「葡萄をボイコットしよう」)の文字のはいった自動車のバンパー・ステッカーも流行らせることで全米的にボイコットのスローガンを普及させるという、きめ細かな戦術を組合側は見せたのである。<sup>(42)</sup>

ボイコットの効果は、以下の数字に明らかである。68年の収穫期の終わりには、小売り葡萄の売上高は全米で12%減少、ニューヨーク、ボストン、ボルチモアといった大都市では、半分以下に減少していた。このような状況にまで至ると、UFWOCの組合員の間に、もはや組合闘争は「すべてがボイコットにかかっている」という意識が浸透し、チャベスは「だれでもボイコットを指揮できるのだ」という信念の下に全米各地でボイコットを推進していった。<sup>(43)</sup>

68年はたいてい、チャベスは断食の後遺症のため家庭で寝ていたが、『フレズノ・ビー』紙記者R・B・テーラーは何度か彼を訪問して話を聞くうちに、連邦議会で検討されていたNLRB適用に対してチャベスが反対の立場をとるようになったことに気づいたという。新NLRBは労働組合側から「二次的ボイコットの権利を剥奪し、収穫期にストライキを停止させる法的手続きを雇用者側に与えることになる」というのが、チャベスの方針転換の理由であった。この事実をテーラーは、チャベスの要望により出所不明で報道したところ、UFWOCの上部組織AFL-CIOの指導部は激怒したが、チャベスに理解を示すB・カーチャーが間に入り、AFL-CIOの方針は従来通り、適用に賛成の立場を貫いていくことで合意を見た。<sup>(44)</sup>

しかし、当時はチャベスの極秘事項にはいる事柄であったためか、筆者の手持ちの一次史料にはチャベスの方針転換の時期が明確に示されていない。しかし、複数の二次史料の記述を総合してみると68年、しかも「ボイコットがUFWOCにとって唯一の有効手段となってきた」時期以降と推断できる。すると、加州での葡萄収穫期の始まる6月以降ということになろう。一方、69年の初期には「ボイコット戦術は組合にとって必要不可欠なもの」とチャベスが判断していたという。<sup>(45)</sup>つまり、68年後半はデラノ・ストライキ開始以来ボイコットが最も成功した時期であり、その成果に基づいた、「ボイコットが経営者側の経済的力に対抗できるための唯一の経済的力で

ある」という認識がチャベスを大幅な方針転換に思い至らせたといえよう。

## 7. ジウマラ闘争(3)：1969年

1969年4月16日ワシントンDCでの公聴会（1947年修正「全国労働関係法」の農業への適用を審議する連邦議会上院小委員会主催の公聴会）で読み上げられたチャベスの声明文は、前述の方針転換に沿った内容となっていた。労働組合が弱体で経営体側が強大な時期において、組合承認および組織的ピケ活動の禁止、そして二次的ボイコットの禁止などは害悪である、という理由から次のように結論づけていた。「ワグナー法の基本線に沿って農業向けにNLRBを修正することを、わが組合は必要とし好ましいと考えますが、この時期にタフト・ハートレー法やランドラム・グリフィン法が定める制限規定には反対であります。」<sup>(46)</sup>こうして、UFWOCの新NLRB適用問題に対する姿勢の変化が公にされたのである。

一方、加州の経営者はこの会には出席しておらず、全米レベルの農業経営者団体の会長・副会長の証言が聞かれたのみである。しかし、経営者団体は新NLRBの農業への適用には相変わらず反対の立場を崩さず、しかもその理由として「農業の特殊性」をあげていた。<sup>(47)</sup>

前年から引き続いて、ボイコット運動が国内、そしてイギリスやスカンジナビア諸国にまで広まりつつあったが、5月末、収穫期開始と同時にチャベスはコチエラ・バレーにある約80軒の葡萄栽培業者の農園でピケを再開し、ここでもやはりスト破りが導入された。6月には、それまでしばらくの間UFWOCが組織化運動を実践してきた隣州アリゾナにまでストライキは及んだ。カリフォルニアでは、6月半ばまでに10軒の栽培業者が組合との交渉に合意したが、後に破綻し、その一方で加州の葡萄生産者の約90%が所属する「南中央農場経営者委員会」は断固拒否を続けた。また、加州の葡萄栽培業者らの圧力を受けたニクソン大統領（元加州州知事）の命令で国防総省が大量の葡萄を購入（69年で969万ポンド）する事態が起こったが、葡萄を食べないことが米国民の倫理の問題と次第になりつつあったため消費者需要は落ち込み、6月の時点で葡萄の値が15%下がっていた。しかも、ボストン、ニューヨーク、フィラデルフィア、シカゴ、デトロイト、モントリオール、トロント各大都市向けの加州産食卓用葡萄の輸送はほとんどストップしていたのである。<sup>(48)</sup>

7月初め、ジウマラ側は2,500万ドルの損害が生じたとして、ボイコット中止の要求とともに裁判所に告訴した。これに対し、チャベスは9月末、ワシントンDCの教会で約2,000人の支持者を前に演説した。その中で、ボイコットはまだ十分ではなく、葡萄の多くがフルーツ・カクテル缶詰に使われたり、レーズンにして売られたりしており、また、国防総省による食卓用葡萄の購入がボイコットの効果を妨げていることを訴えた。<sup>(49)</sup>

ワシントンでの演説を皮切りに、チャベスは資金集めとボイコット支持の強化を目指して、晚秋の全米ツアーに出かけた。ワシントン、ニューヨーク、アトランタ、デトロイトの各都市を回り、合わせて当時論議的であったベトナム戦争反対も訴えた。反戦は、非暴力主義の信奉者と

いう立場、そして戦争でのメキシコ系兵士の死亡率の高さゆえの主張であった。チャベスは、資金集めパーティーでのスピーチで、こう述べた。「今夜、テーブルの上にある食物の大部分は、奴隸労働の結果であることを認識しなくてはなりません。しかし、我々が団結すれば、怒りの葡萄は正義の甘い葡萄に変わることでしょう。」<sup>(50)</sup>

## 8. デラノでの勝利

晩秋の全米ツアーの成果として、1969年末から70年初めにかけ、資金援助や食糧・衣類の寄付などが外部組織から相次いでなされた。<sup>(51)</sup>

70年4月の第1週に、コチェラ・バレーの経営体10社のうち3社（収穫期に各々、約750人を雇用）がUFWOCとの協定締結に至った。協定内容は、

- ① 収穫時の最低賃金を時給\$1.75、葡萄1箱につき能率給25セントとすること、
- ② DDTをはじめ6種の農薬の使用を控えること、
- ③ 労働者1人当たり1時間につき10セントを健康・福祉基金に、2セントを老齢年金と機械化による失業保険に寄付すること、

であった。<sup>(52)</sup>

6月初め、新たなる動きとして、チャベスは箱に組合のラベル（赤地に黒のワシが描かれていた）の付いた葡萄（カリフォルニア産葡萄の1%以下）の販売を開始しその促進を図った。なおも契約を拒否し続ける経営体は、慎重にこの新ラベルの葡萄の売れ行きを見守っていた。<sup>(53)</sup>

同じ月、ロバーツ農場（カリフォルニア最大の柑橘類・ナツツの生産者の1つで、従業員約5,000人を抱える）がUFWOCと契約を交わし、UFWOCにとってそれまでにない貴重な勝利となった。しかも、これをきっかけに、経営体側にはUFWOCとの契約の締結に応じる動きが活発化していったのである。<sup>(54)</sup>

7月に入ると、サンホアキン・バレーの主な生産者と次々に協定が締結されていき、月末にはカリフォルニアの葡萄園の80~85%が組合との協定関係に入っていた。そうして、ついに、5ヵ年近くにわたるデラノ・ストライキの終焉を告げる協定が7月29日に交わされた。ジウマラを筆頭にその他25軒のデラノの栽培業者（カリフォルニア産食卓用葡萄の約50%を生産）が、3年間の期限付きでUFWOCとの契約を成立させたのである。協定締結の際、チャベスがフィリピンのシャツを着て登場したのは、この勝利がメキシコ系労働者とともにフィリピン系労働者のものでもあることを示す意味で象徴的であった。ジウマラ、UFWOC双方とも、この合意をカリフォルニア農業の労使関係における新時代の始まりとして祝福したという。<sup>(55)</sup>

しかし、チャベスはこれに留まらず、「次なる目標は、サリナス・バレーのレタス生産者である。」と述べ、さらに全米の農業労働者へのスト拡大計画推進に闘志を燃やしていた。メロン、オレンジ、イチゴ、レタス、綿花、キュウリへと収穫作物単位で拡大を図るのと同時に、テキサス、フロリダ、ミシガン、ニュージャージーへと地域的にも拡大していく心積もりであった。<sup>(56)</sup>

## むすびにかえて

デラノ・ストライキの約5年間の中で、特に1968年以降は、全米的・世界的なボイコットが組合の戦術の中心となり、最も効果をあげていた。そのことを知ったチャベスは、N L R Aの農業への適用に対する全面的な賛成の立場から労働者寄りのワグナー法の適用のみに賛成という立場に変更した。すなわち、農業に適用するなら旧N L R Aでなければならず、もし新N L R Aを適用するならば全面的に反対するという立場への変更であった。それまでも66年の州議会公聴会での発言に見られるように、組合側はワグナー法適用への支持は示していたが、その理由は単に同法が労働者寄りの内容であるからというだけで、「二次的ボイコットの制限」の排除という、より具体的かつ積極的な理由ではなかったといえよう。しかし、69年の連邦政府公聴会では労働者への制限規定の排除の目的でワグナー法適用を明確に提案している。

一方、それまでN L R Aが経営者側の不当労働行為を取り締まる面ばかりに目を向けていた加州の経営者たちの中に、「二次的ボイコットの制限」規定をもってすればU F W O Cの運動のもつ強力な戦闘手段を奪えるのではないかと考え、N L R Aの適用に賛同を示す者が70年代にはいって増えはじめた。この転換が偶然明らかになるのが71年初めで、エル・セントロの農場主が『ロサンゼルス・タイムズ』紙の労働問題担当記者に語った話においてであった。<sup>(57)</sup>

以上のように、労働組合側が結局唯一頼りにできたボイコット戦術がデラノ・ストライキの後半期に大きな効果を発揮したこと、68年半ば頃に組合側は旧N L R A適用支持、そして経営者側は70年代初めに新N L R A適用支持に傾いたのである。さらに、こうした両者の支持内容の違いが、75年の加州「農業労働関係法」の成立に至るまでの議論の争点に反映されていった。なお、この過程の詳細な分析は、稿を改めて行いたい。

1971～74年の間、大農園経営者の利益を代表するニクソン連邦政府とレーガン州政府によって経営者寄りの政策が取られたものの、決定的な効果はなかった。74年、連邦レベルでニクソンの退陣とそれに代わるフォード（反農業労働者という立場ではなかった）の就任があり、州レベルではレーガンが二期目を終えエドモンド・G・ブラウン2世（当時36歳）が選挙に勝利し州知事の座に就いた。その際、ブラウンは、かつて州知事であった父親が常に避けようとしてきた農業労働問題に取り組む決意を固めたのである。<sup>(58)</sup>

ブラウン新知事が諸組合や企業団体と広範に議論を重ねた結果、経営者側と農業労働者側の妥協案からできた「農業労働関係法」が1975年5月、加州立法府を通過した。米国で最初に制定された農業労働者の権利を認めるこの労働立法の規定により、組合選挙を監視し上訴を処理する「農業労働関係委員会」（A L R B）が設置された。同法では、ある労働組合がストライキに勝利したにもかかわらず雇用者側が交渉に応じなかった場合に限って、その組合は二次的ボイコットの要求ができることが規定されていた。75年8月に同法は発効し、その年の秋までに、農業労働者が自らの代表としてU F W（もとU F W O C）とティームスターズのいずれを選ぶか、あるいは

は組合なしを選ぶかを決定するためにカリフォルニア全土で組合選挙が実施された。5人から構成される「農業労働関係委員会」が投票の監視をした結果、53%対30%という大差で労働者はUFWを選んだのであった。<sup>(59)</sup>



(出所) Brown. p. 106より作成

図 カリフォルニア州における食卓用ブドウの主要産地

### 註

- (1) California, Senate Fact Finding Committee on Agriculture, *Farm Labor Disputes*, Vol. III, Delano, California, July 21, 1966, p.468.
- (2) Robert J. Mitchell, "Peace in the Fields: A Study of the Passage and Subsequent History of the California Agricultural Labor Relations Act of 1975," Ph.D. dissertation, University of California, Riverside,

- 1980, pp.68~9.
- (3) Jerald Barry Brown, "The United Farm Workers Grape Strike and Boycott, 1965-1970: An Evaluation of the Culture of Poverty Theory," Ph.D. dissertation, Cornell University, 1972, p.56; 中窪裕也『【アメリカ法ベースックス】2・アメリカ労働法』弘文堂, 1995年, 17-18頁; Paul F. Taylor, *The ABC-CLIO Companion to The American Labor Movement*, ABC-CLIO, Inc., 1993, p.139; NLRBの組織と管轄については、日本労働協会編『アメリカの労使関係——組織化と交渉の法的規制——』日本労働協会, 1987年, 22-27頁, を参照。
- (4) U.S. Congress, House, Committee on Education and Labor, *Coverage of Agricultural Employees Under the National Labor Relations Act*, Hse. Rpt. 1274. 90th Cong., 2nd Sess., 1968, p.2.
- (5) Brown, p.57; National Advisory Committee on Farm Labor (NACFL), *Farm Labor Organizing: 1905-1967: A Brief History*, New York, 1967, pp.9-10.
- (6) Mitchell, p.69; 中窪, 26-28頁; Taylor, p.183; 「二次的ボイコット」は米国の労働法の用語で、労働争議と直接関係のない取引先（商店など）をボイコットすること、をいう。つまり、第3者を巻き込むボイコットであり、例えは労働争議の相手である雇用者の製品のある店でボイコットしようとする場合、その店主（二次的雇用者）の被雇用者を説得して、争議が決着するまで当該の製品に触れたりその製品を移動したりすることを拒否する形でストライキに参加させるのがこのやり方の1つである。(Philip L. Martin, Suzanne Vaupel, and Daniel L. Egan, *Unfulfilled Promise: Collective Bargaining in California Agriculture*, Westview Press: Boulder & London, 1988, p.111; Mitchell, p.69; 中窪, 153-4頁; 日本労働協会編, 47-8頁。) なお、「ランドラム・グリフィン法」については、中窪, 27頁, を参照。
- (7) John G. Dunne, *Delano: The Story of the California Grape Strike*, Farrar, Straus & Giroux, N.Y., 1971 [1966], pp.74-80; William G. Jeffs, "The Roots of the Delano Grape Strike," Master's thesis, California State College at Fullerton, June, 1969, p.118; J.C. Jenkins, *The Politics of Insurgency: The Farm Worker Movement in the 1960s*, Columbia University Press, New York, 1985, pp.146-7; Sam Kushner, *Long Road to Delano*, International Publishers Co., Inc., 1975, p.158, "The Little Strike that Grew to La Causa," *TIME* 94 (July 4, 1967), p.17; Matt S. Meier and Feliciano Rivera, *The Chicanos: A History of Mexican Americans*, Hill and Wang, 1981, pp.260-261; Eugene Nelson, *Huelga: The First Hundred Days of the Great Delano Grape Strike*, Delano, Calif.: Farm Worker Press, 1966, pp.24-8, 75-8; Jean M. Pitrone, *Chavez: Man of the Migrants*, Alba House, New York, 1972, p.75-8; Sydney D. Smith, *Grapes of Conflict*, Pasadena, CA: Hope Publishing House, 1987, p.84; NFWAには、1962年の設立当初から次のような組合員のための設備・制度があった。死亡給付金制度、消費者組合経営による食料品店・ドラッグストア・ガソリンスタンド、信用組合、医療施設、社会抗議運動を推進する「農民劇団」(the Teatro Campesino)、組合紙『エル・マルクリアード』(El Malcriado)など。
- (8) NACFL, *Farm Labor Organizing*, p.49; Nelson, pp.29-30; Pitrone, pp.75-8.
- (9) Committee on Labor and Public Welfare. Subcommittee on Labor, *Amending Migratory Labor Laws*, Hearings on S. 1864-1868, July, 1965 and March-April, 1966, 89th Cong., 1st and 2nd Sess., 1966, pp.671-2; Dunne, pp.74-9; Jeffs, p.118; Jenkins, pp.146-7; Kushner, p.158; Meier, *The Chicanos*, p.263; Pitrone, pp.75-8; Smith, p.84.
- (10) Dunne, pp.110-126; Kushner, p.131; Meier, *The Chicanos*, pp.263-4.
- (11) Dunne, p.80; Jenkins, pp.134-7; Kushner, pp.121-36; Meier, *The Chicanos*, pp.264-5; Pitrone, pp.79-86.
- (12) Mario Barrera, *Race and Class in the Southwest: A Theory of Racial Inequality*, University of Notre Dame Press, 1979, pp.120-1; 米国での市民権獲得のための諸条件を満たせない者が将来それを満たす意思があることを認めた場合に、移民・帰化局から「グリーン・カード」が手渡された。それを用いて、メキシコに住みながら毎日米国へ通勤でき、ほとんどが肉体労働者や家政婦であった。家賃や食費はメキシコの方が安く、賃金は米国の方が高いという事情がそうしたパターンを作り出したわけである。ローカル・パスポートである「ブルー・カード」は、72時間以内の米国滞在を許可するパスであったが、これを用いていったん米国内に入ると、1週間以上も留まって農業労働者、庭師、メイドとして働く者が多かった。(Ellwyn R. Stoddard, *Mexican*

*Americans*, Random House, 1973 p.260)

こうした「通勤者」の利用は特に国境付近で盛んで、「公法第78号」の廃止以来、それまでブラセロ（メキシコ人契約労働者）がやっていた仕事の多くを、「通勤者」が受け持った。1970年の推計では10～15万人が米国で通勤者として働いていたという。(Meier, *The Chicanos*, p.232) これは、農園経営者が「1952年移民・帰化法」（公法第414号で、通称、マッカラン＝ウォルター法と呼ばれる）の§214の規定を利用することで可能となっていた。規定によれば、国内労働者不足の場合、外国人短期労働者を導入できた。労働省が基本給（州により異なる：当時の加州では\$1.40）を設定し、それにしたがって経営者はまず国内労働者の募集を行う。しかし後に国内労働者が必要な数だけ集まらなければ、外国人労働者の供給を連邦政府に要望できたのである。(NACFL, *Grape Strike*, N.Y., February, 1966, p.11)

- (13) Peter Matthiessen, *Sal Si Puedes: Cesar Chavez and the New American Revolution*, Random House, N.Y., 1970, P.272.
- (14) Meier, p.265；米国南西部5州におけるメキシコ系一般に対する保釈金の不当な高額設定をめぐる問題については以下の論文に詳しい。U.S. Commission on Civil Rights, "Mexican-American and the Administration of Justice: Bail," in N.R. Yetman et.al. (eds.), *Majority and Minority: the Dynamics of Racial and Ethnic Relations*, Allyn and Bacon, Inc., Boston, 1971.
- (15) *Bakersfield Californian*, Oct. 20, 1965; *Delano Record*, Oct. 21, 1965; Dunne, pp.81-3; *Farm Labor*, Citizens for Farm Labor, Berkeley, Vol. III, No.5, Oct., 1965, p.6; Jenkins, pp.137-44; Kushner, pp.115-21; *Los Angeles Times*, Oct. 20, 1965; *El Malcriado* 23 (Nov. 10, 1965); Matthiessen, pp.267-8; Pitrone, pp.82, 92-3；ストライキへの支援は、「サンフランシスコ労働者協議会」、「全米自動車労働組合」会長、メキシコ系の人権擁護の立場をとるテキサスの大司教や司教、プロテスタント系の「加州移動労働者支援牧師団」、「メキシコ系米国人政治協会」など多方面からもたらされた(Meier, p.264)。なお、宗教関係者の移動農業労働者に対する支援の歴史については、拙稿「メキシコ系とフィリピン系の農業労働者ストライキにおける聖職者——プロテスタントによる早期支援のルーツをめぐって——」『アメリカ史研究』第16号, 1993年, および「1960年代のカリフォルニア州における農業労働者ストライキとカトリック教会』『一橋論叢』第112巻, 第2号, 1994年8月, を参照。
- (16) Dunne, p.128; Jenkins, p.153; Kushner, p.153; Pitrone, p.70；食卓用葡萄栽培業者ばかりがストライキの標的の中心として選ばれた理由は、タイム誌（“The Little Strike”, TIME, P.18）によれば以下の通りである。「食卓用葡萄の栽培業者は、特にストを受けやすい。作物の性質上、食卓用葡萄は1年中、絶えず手入れを要するからである。醸造用葡萄と異なり、食卓用葡萄は外見が価値を左右するので、一房ずつ丁寧に摘み取らなければならない。この弱点を見て取ったチャバースは、最初の攻撃目標として、食卓用葡萄の栽培業者を選んだ。」
- ディ・ジョルジオ果物会社は、当時デラノで最大の葡萄園を所有する不在地主の会社であり、シリエーから移民してきたジョゼフ・ディ・ジョルジオが創設した。同社の売上高は、1964年で132,389,000ドル（1960年に102,344,986ドル）で、純益はそれぞれ2,536,000ドル（1,285,081ドル）であった。普通株の1株あたりの値段が、1961年の17から、1965年には19½に上がった。流動資産は65,049,000ドルで、葡萄、柑橘類、プラム、洋なし、アスパラガス、ジャガイモ、綿花、穀物その他を栽培する農園を24,000エーカー近く所有していた（1964～65年当時）。子会社として、以下のものがあった。Wood Canning Co. (100%所有), S&W Fine Foods (99%), Treesweet Products (99.9%), Sun Vista Foods, Inc. (100%), Klamath Lumber and Box Co. (100%), Earl Fruit Co. (100%), Philadelphia Terminals Auction Sales Co. (99.2%), New York Fruit Auction Co. (45.5%), Fruit Auction Sales Co. (Chicago)(13.8%)さらに、同社の重役が複数の大手会社の役員を兼務していた。例えば、社長のロバート・ディ・ジョルジオは、the Bank of America, Broadway-Hale Stores, Union Oil Co., Pacific Telephone & Telegraphの取締役を兼ねていた。8人の同社取締役も各々、複数の会社の重役を兼任していたのである。（*Farm Labor*, Vol. III, No. 3, August, 1965, pp.11～2）このように、他の大企業との結びつきにより、政財界への多大な影響力を持っていたといえよう。
- (17) “The Little Strike”, TIME, p.18; Meier, *The Chicanos*, p.265.
- (18) Committee on Labor and Public Welfare, N.V.; *Farm Labor* Vol. IV, No.3, April, 1996, p.7; Jenkins, pp.153-4; *El Malcriado* 31 (Mar. 17, 1966).

- (19) Committee on Labor and Public Welfare, pp.4-33.
- (20) *Ibid.*, pp.289-301, 361-87, 404-13.
- (21) *Ibid.*, pp.336-46, 413-21; 「カリフォルニア農業局連盟」は当時6万人以上の会員を擁し、その内規によれば被選出役員は農業経営から直接、少なくとも収入の60%を得ていなくてはならなかった。州組織のほかに、各郡に事務所が置かれていた。
- (22) Mark Day, *Forty Acres: Cesar Chavez and the Farm Workers*, N.Y.: Praeger, 1977, p.47; Dunne, pp.131-2; Jenkins, p.154; Kushner, pp.160-1; Joan London and Henry Anderson, *So Shall Ye Reap*, N.Y.: Crowell, 1970, p.143; *El Malcriado* 27 (Jan. 12, 1966), 31, 33 (Apr. 7, 1966); Meier, *The Chicanos*, pp.265-6; Pitrone, pp.93-4; *Sacramento Bee*, Mar. 21/Mar. 23/25, 1966; *San Francisco Chronicle*, Mar. 21/25/26, 1966; Ronald B. Taylor, *Chavez and the Farm Workers*, Boston: Beacon Press, 1975, p.171.
- (23) *Los Angeles Times*, April 6, 1966; Meier, *The Chicanos*, p.266; *Sacramento Bee*, Apr. 7, 1966; "The Little Strike", *TIME*, p.46.
- (24) *Los Angeles Times*, Apr. 8/9, 1966; *The New York Times*, Apr. 8, 1966; R. B. Taylor, p.178; *Los Angeles Times* の66年2月11日号のなかで絶対にNFWAには屈しないと主張していたシェンリー社が4月6日に譲歩を表明するという急な態度の変化の要因として、*Farm Labor*の編集者は、情報収集で得られた次の4点を挙げている。①ボイコットによるダメージを受けていたこと、②「道理のわかる人の」ワインや酒類を製造する、進歩的で労働者寄りの会社というイメージを作ろうとしていたこと、③ユダヤ系博愛主義者諸団体がシェンリー社長ルイス・ローゼンスタイル (Lewis Rosenteil) に対して舞台裏でかけた圧力が決定的であったこと、④会社は米国東部が本拠地であり、カリフォルニアのアグリビジネス「クラブ」の一員ではなく、地元加州の同業組合でほとんど一般的になっている反組合のやり方に同意しなかったこと。同編集者は、他の要因の可能性もあることと、上の①～④が複合的に作用していたであろうことを付け加えている。*(Farm Labor, Vol. IV, No. 3, p.23)* ③に関連して言えば、シェンリー社長はおそらく名字からしてユダヤ系かと思われ、そのためにはユダヤ系博愛主義団体からの圧力に屈しやすかったのではないかと思われる。この点は、今後さらに詳しく調べたい。
- (25) R. B. Taylor, p.178.
- (26) California, Senate Fact Finding Committee on Agriculture, *Farm Labor Disputes*, Vol. I (July 19, 1966), pp.150-179, Vol. II (July 20, 1966), pp.276-296, Vol. III (July 21, 1966), pp.433, 441-492.
- (27) *Fresno Bee*, June 24/25, 1966; Jenkins, p.158; Meier, *The Chicanos*, p.266; Pitrone, pp.97-100; ティームスターズ・ユニオンは、権力志向が強く自組織の影響力の拡大をはかる傾向が強かった。そして、組合承認と組合費（組合の財源となる）の増額と引き換えに、経営者側との（労組幹部と経営者とのなれあいによる）低賃金契約 (sweetheart contracts) にも快く応じた。61年のバッド・アントル有限会社に対するレタス労働者ストライキで、アントルがティームスターズと契約することにより、ストライキが破られたという経緯がある。*(Consuelo Rodriguez, Cesar Chavez, Chelsea House Publishers, New York/Philadelphia, 1991, p.73)*
- (28) Jenkins, p.158; Meier, *The Chicanos*, p.266; Pitrone, p.101; NFWAとAWOCの合併の詳細については、拙稿「デラノ・ストライキをめぐる『多人種・多民族の共存』の問題——異民族からなる組合どうしの『合併』の時期を中心として——」『札幌学院大学人文学会紀要』第58号, 1995年12月, を参照。
- MAPAは1959年、カリフォルニアのフレズノで開催された会議の場で結成された。メンバーはほとんどメキシコ系のコミュニティの出身者で、68年には60以上の支部を抱えていた。伝統的にはメキシコ系の社会的・経済的状況の改善のみを目標とするという限られた方針にしたがっていたが、次第に差別や公民権という問題にも入り込むようになってきた。*(Meier, The Chicanos, pp.247~8)*
- (29) 有賀ほか編『世界歴史体系 アメリカ史・2』山川出版社, 418頁; Jenkins, pp.159-160; Linda C. Majka and Theo J. Majka, *Farm Workers, Agribusiness, and the State*, Temple University, Philadelphia, 1982, pp.183-4; *El Malcriado* 44 (Sep. 9, 1966); Meier, *The Chicanos*, pp.266-7; Rodriguez, p.77.
- (30) Jenkins, p.267; Pitrone, p.107.
- (31) Richard Griswold del Castillo and Richard A. Garcia, *Cesar Chavez: A Triumph of Spirit*, University of

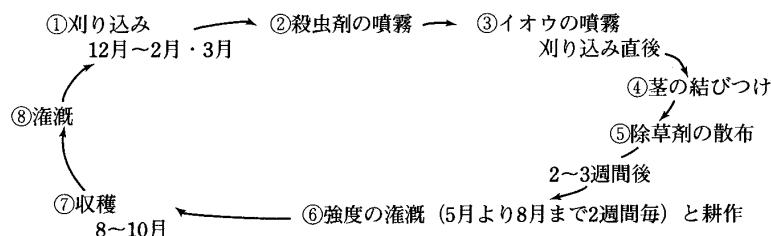
Oklahoma Press, 1995, p.77; Jenkins, p.160; Meier, *The Chicanos*, p.267; この時期のテキサス南部での農業労働者ストライキについては、以下の政治学博士論文を参照。Ray Leal, "The 1966-1967 South Texas Farm Worker Strike: A Case Study of Farm Worker Powerless," Ph.D. dissertation, Indiana University, 1983.

- (32) U.S. Congress, House, Committee on Education and Labor, Special Committee on Labor, *Extension of the National Labor Relations Act to Agricultural Employees*, Hearings on H.R. 4769. 90th Cong., 1st Sess., 1967.
- (33) Castillo, p.80; "The Little Strike," *TIME*, p.18; Majka, p.186; Meier, *The Chicanos*, pp.267-8; Pitrone, pp.109~110.
- (34) Castillo, pp.80-81; Majka, p.186; Pitrone, pp.109~110.
- (35) "The Little Strike," *TIME*, p.19; ブラウンは食卓用葡萄生産が1年近く労働力を必要とすることが同業種に従事する労働者が定住傾向を示すための重要な要因となると仮定したうえで、加州福祉救済局(CSRA)による1935年の調査データ( California State Relief Administration, *Survey of Agricultural Requirements in California, 1935*, Sacramento: State of California, 1935)とメツラーによる1964年の調査データ(William H. Metzler, *The Farm Worker in a Changing Agriculture*, Part 1 in a Series on Technological Change and Farm Labor Use, Kern County, California, 1961, Berkeley, University of California, Division of Agricultural Sciences, Giannini Foundation Research Report No.277, 1964, p.90)をあげ、次のような結論を出している。「食卓用葡萄摘み労働者の中心は季節雇用労働者であるが、これら季節雇用労働者には移動労働者ではなく定住労働者が次第に多数を占めつつある。」(Brown, pp.116~7)。またCalifornia State Government, Advisory Committee on Farm Labor Research, *The California Farm Labor Force: A Profile*, Report prepared for the Assembly Committee on Agriculture, [Sacramento], April, 1969, pp.60-61.によれば、1965年において、メキシコ人およびメキシコ系の場合、移動農業労働者の平均収入(\$1,834)の方が、非移動農業労働者の平均年収(\$1,281)よりも\$550ほど高かった。このことから、定住化が必ずしも収入の増加につながらないことがわかる。他のエスニック・グループの移動農業労働者の平均収入を見ると、加州全体で\$1,624、フィリピン系が\$2,328、アジア系が\$2,046であった。

- (36) Pitrone, p.60; 食卓用葡萄の栽培には、1年に約10ヵ月間、殺虫剤の噴霧、刈り込み、樹皮の切り取りなどの、熟練を要する手入れ作業が必要である。そのため、食卓用葡萄の栽培地域が集中するデラノではほとんど1年を通して葡萄栽培関係の仕事があり、収穫期以外は移動労働者は少なく、ゆえに定住労働者の率が高かったということになる。(Dunne, p.14) (下図・表を参照)

また、タイム誌は以下の点を指摘している。「絶えず移動する季節的な農業労働者は、大部分が依然として組合運動に無関心である。労働協約がなくとも、賃金は上がっている。それに長期間、無給で頑張れるだけの余裕を持った農業労働者は少ない。」("The Little Strike," *TIME*, p.18)

図 葡萄栽培の周期



特に食卓用葡萄の栽培では、結実を促進するために樹皮を輪状に切り取る作業(girdling)、および間引きの作業(thinning)が⑥の段階で施される。また、各段階の作業の行われる時期は地域によって多少異なる。

[出所] Jeffs, pp. 14~7. より筆者作成

表 カーン郡食卓用葡萄栽培作業における月別農業労働被雇用者数（1968年）

月 日	作 業 名	被雇用者数
1／6	刈り込み (Prune)	2,100
2／3	刈り込み (Prune)	1,300
3／2	刈り込み (Prune)	190
4／6	間引き (Thin) / 樹皮の切取り (Girdle)	180
5／4	間引き (Thin) / 樹皮の切取り (Girdle)	1,800
6／1	間引き (Thin) / 樹皮の切取り (Girdle)	3,200
7／6	間引き (Thin) / 樹皮の切取り (Girdle)	900
8／3	収穫 (Harvest)	5,000
9／7	収穫 (Harvest)	6,000
10／5	収穫 (Harvest)	1,500
11／2	収穫 (Harvest)	1,500
12／7	なし	—

〔出所〕 Brown, p.116より

- (37) London, pp.159-160; Pitrone, p.117.
- (38) "The Little Strike," TIME, p.23; Meier, *The Chicanos*, p.267.
- (39) Majka, p.187; Pitrone, pp.117~120; 1968年中頃、栽培業者側はUFWOCの圧力に対抗して、自分たちの見解を宣伝する目的で「カリフォルニア食卓用葡萄委員会」(CTGC)を設立した。また、UFWOCと競合する目的の御用組合(company union)「農業労働者の労働の自由のための組合」(AWFWA)の組織化に助力したが、これは指導者層がメキシコ系であったものの、UFWOCに対抗するほどの勢力にはならなかった。(Meier, *The Chicanos*, p.268)
- (40) Castillo, pp.84-88; Meier, *The Chicanos*, p.268; Pitrone, p.120; 労働争議中の職場でグリーン・カード所持者を雇用することは、法務省の法規に違反していた(Castillo, p.160)。なお、栽培業者による不法入国者の慣習化に反対する当時のUFWOCの活動に関しては、Castillo, pp.81-2, を参照。さらに、ラベル偽装は、食料・医療品関係の規則に違反していた。
- (41) Meier, *The Chicanos*, p.268; Pitrone, pp.120~32: このストライキにおける非暴力の戦術は、大きく2つの効果をねらっていた。1つは、教会関係者がスト支援に参加しやすいようにすること。もう1つは、女性や子供も参加できるようにすること。しかし、両者とも逆に、スト参加労働者の非暴力の状態をできるだけ保つ機能も果たした。(Pat Hoffman, *Ministry of the Dispossessed: Learning from the Farm Worker Movement*, L.A.: Wallace Press, 1987, pp.28~9; Matt S. Meier and Feliciano Rivera, eds., *Dictionary of Mexican American History*, Greenwood Press, 1981, p.263; Lawrence J. Mosqueda, *Chicanos, Catholicism and Political Ideology*, University Press of America, Inc., 1986, pp.118~9)
- チャベスは、1924年のガンディのハン・ストよりも4日長くを行い、30ポンド以上の減量となった。しかし、こうした断食をタイム誌はこう見ている。「断食はやがて一種の興行的な輝きを帯びるに至り、神学的な動機よりも、見世物的な意図があったのではないか、という疑惑を起こさせた。」また、当時のカリフォルニア州知事のロナルド・レーガンは、このストとボイコットを「不道徳」で「脅迫を意図したもの」と呼んでいたし、同じく、ハリウッド組合から保守派に転向したジョージ・マーフィー上院議員は、この運動を「不誠実」と唱えていた。ニクソン新政権の態度は曖昧だったようで、その持ち出している法案は、表面的には農業労働者に組織権を与えるが、同時にストやボイコットの実施を制限するような形になっていった。(“The Little Strike,” TIME, pp.16, 19; “The Wrath of Grapes,” TIME [May 16, 1969], p.23)
- (42) Pitrone, pp.128~32.
- (43) Jenkins, p.170; “The Little Strike,” TIME, p.18; Pitrone, p.131.

- (44) R. B. Taylor, pp.238~9; R. B. テーラーはカリフォルニア出身のリベラル派ジャーナリストで、サンホアキン・バレーの農政の問題に日々関わりながら、栽培業者、政府役人、チャベスやその他の組合員とのインタビューで集めた素材をもとにして彼が書いたのが、*Chavez and the Farm Workers*, Boston: Beacon Press, 1975, である。
- (45) *Ibid.*: Jacque E. Levy, *Cesar Chavez: Autobiography of La Raza*, New York: Norton, 1975, p.156; Dick Meister and Anne Loftis, *A Long Time Coming: The Struggle to Unionize America's Farm Workers*, Macmillan Publishing Co., Inc., 1977, p.159.
- (46) U.S. Congress, Senate, Subcommittee on Labor, *Agricultural Labor Legislation*, Hearings on S. 1808, April 16-June 18, 1969. 91st Cong., 1st Sess., 1969, pp.8~17.
- (47) *Ibid.*
- (48) "Breakthrough for La Huelga", *TIME* (July 27, 1969), p.18; Castillo, pp.91~2; "The Little Strike", *TIME*, p.18; Meier, *The Chicanos*, pp.268~9; Pitrone, pp.134~5.
- (49) Castillo, p.92; Pitrone, pp.138~40.
- (50) Castillo, pp.57, 118; Pitrone, pp.140~44; メキシコ系たちにとって、ベトナムの戦場で戦死する率は一般の米国人よりも倍近く大きかった。数字を挙げると、米国南西部5州の出身者でベトナムで戦死した兵士のうち、ラティーノ（その大多数はメキシコ系）が占める比率は、1961年から67年2月までの期間で19.4%，67年12月から69年3月までの期間で19%であった。これは、これら5州の総人口中でラティーノが占める比率11.8%を、あるいは、兵役年齢（17歳から36歳）の男子のうちでラティーノが占める比率13.8%をはるかに上回っている。  
（中川文雄「アメリカ、カナダ、ラテン・アメリカの民族と文化」猿谷要編『総合研究アメリカ(1)——人口と人種』研究社、1976年, p.218）
- (51) Pitrone, pp.147~8.
- (52) Pitrone, p.148; 1969年の後半頃から、農業労働者に対する農薬汚染の実態の公表やその解決策もストライキの要求項目のなかに見られるようになった。また、1960~69年の間に、機械化のために、米国の移動農業労働者数は40万から25万に減少していた。(Meier, *The Chicanos*, p.269; Pitrone, pp.138~140)
- (53) Castillo, p.92; Pitrone, p.149.
- (54) Castillo, pp.92~93; Meier, *The Chicanos*, p.269;
- (55) Meier, *The Chicanos*, p.269; Pitrone, pp.149, 152.
- (56) Meier, *The Chicanos*, p.269; Pitrone, pp.153~4.
- (57) R. B. Taylor, pp.276~7.
- (58) Rodolfo Acuña, *Occupied America: The Chicano's Struggle Toward Liberation*, New York: Canfield Press, 1972, p.369; Cletus E. Daniel, "Cesar Chavez and the Unionization of California Farm Workers," in Melvyn Dubofsky and Warren Van Tine (eds.), *Labor Leaders in America*, University of Illinois Press, pp.370~8; Rodriguez, p.97; P. F. Taylor, pp.194~5; R. B. Taylor, pp.296~303.
- (59) *Ibid.*; カリフォルニア州の農業労働関係法の内容について詳しくは、千々岩力『アメリカ不当労働行為審査制度の研究：NLRBの審査制度の実態と課題』日本評論社、1996年、の中の「補論I カリフォルニア州の農業労使関係法」の章を参照。

(なかがわ まさのり 本学人文学部 講師 アメリカ研究専攻)